

令和8年度 安堵町一般会計当初予算
消費税引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員人件費は除く）に充てるものとされています。令和8年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金（社会保障財源分） 95,963千円
 【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 583,587千円

(単位：千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）	
			特定財源			一般財源		
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他			
社会福祉費	老人福祉費	66,423	588			65,835	590	
	医療対策費	84,052	22,005			62,047	7,291	
	自立支援給付費	235,076	174,960			60,116	39,522	
	地域生活支援事業費	18,445	10,221			8,224	585	
	小 計	403,996	207,774			196,222	47,988	
児童福祉費	児童福祉総務費	33,625	15,952		3,924	13,749	5,684	
	児童措置費	165,478	110,753			54,725	20,122	
	こども園費	352,697	7,333	64,700	17,492	263,172	13,543	
	小 計	551,800	134,038	64,700	21,416	331,646	39,349	
保健衛生費	予防費	31,945	1,500			30,445	5,322	
	保健衛生費	34,930	8,549		1,107	25,274	3,304	
	小 計	66,875	10,049		1,107	55,719	8,626	
合 計		1,022,671	351,861	64,700	22,523	583,587	95,963	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。